

平成30年8月6日

委託機関の皆様へ

独立行政法人中小企業基盤整備機構
共済事業推進部

平成30年7月豪雨に係る災害に関する 小規模企業共済制度における特例措置について

中小機構が運営する共済事業につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの豪雨により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、標記の件につきましてこのたびの豪雨により災害救助法が適用された市町村にて、被災されたご契約者の皆様に、下記のとおり特例措置を講じておりますので、ご案内させていただきます。

委託機関の皆様におかれましては、本措置の内容について、「中小機構HP」、「中小企業者向け支援策ガイドブック（中小企業庁）」等をご確認いただくとともに、共済契約者の方々への周知及びお問い合わせ等に関し特段のご協力・ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、共済契約者の方には、同封の契約者の皆様向けの案内文書(災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所があり、貸付資格のある契約者の皆様には「平成30年7月豪雨に係る小規模企業共済制度の特例措置についてのご案内」及び別添1～3を、貸付資格のない契約者の皆様には「小規模企業共済掛金の納付期限延長等のご案内」を8月8日頃発送予定)によりご案内いたしますので、あわせてご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

記

I. 特例措置について

1. 掛金の納付期限の延長措置等について

対 象：災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所がある共済契約者の方
内 容：ご希望により、①掛金月額減額 ②掛金の掛止め ③掛金の納付期限の延長を適用できます。

①掛金月額減額

掛金月額を柔軟に変更可能です。

※掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

②掛金の掛止め

掛金の納付を一定期間（6か月または12か月）停止します。

※掛止め期間は、共済金等の計算のための契約期間及び共済金等の退職所得控除の計算のための契約期間には入りません。また、掛止め期間経過後に掛止め期間中の掛金を納付できません。

③掛金の納付期限の延長

平成31年2月分までの掛金の納付期限を延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

※延長期間が終了した翌月（平成31年3月）から、2か月分ずつの掛金を納めていただくこととなります。

（備考）

8月8日頃に発送を予定しております本件に関する共済契約者の方への通知においては、上記①～③の措置を希望する場合は、その旨を記載し、返信していただくようご案内しております。

2. 「特例災害時貸付け」の創設

対 象：災害救助法適用地域に事業所がある共済契約者の方

内 容：貸付額 50万円から 2,000万円（併せ貸しは3,000万円まで）

※掛金の範囲内（掛金納付月数により、掛金の7～9割となります）

利率 無利子

担保・保証人 不要

貸付期間 貸付額 500万円以下は4年（据置期間1年を含む）

505万円以上は6年（据置期間1年を含む）

返済方法 据置後、6か月毎の元金均等払い

適用要件：災害救助法適用地域内に事業所または主要な資産を有し、その資産が災害により損害を受けていることについて、罹災証明または商工会等が証明する「被災証明願」を受けていること。

借入窓口：商工組合中央金庫（申込みは中小機構）

3. 「災害時貸付け」及び「緊急経営安定貸付け」の要件の拡大

「災害時貸付け」

対 象：全国の共済契約者の方

内 容：災害の影響により、経営の安定に支障が生じた場合の事業資金

貸付額 50万円から1,000万円（併せ貸しは2,000万円まで）

※掛金の範囲内（掛金納付月数により、掛金の7～9割となります）

利率 0.9%

担保・保証人 不要

貸付期間 貸付額 500万円以下は3年

505万円以上は5年

返済方法 6か月毎の元金均等払い

適用要件：災害による影響を受けて、1か月間の売上高が前年同期に比して減少することが見込まれることについて、商工会等が証明する「被災証明願」を受けていること。

借入窓口：商工組合中央金庫

「緊急経営安定貸付け」

対 象：全国の共済契約者の方

内 容：災害による道路等の途絶、資材等の流通難等に起因した一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている場合に経営の安定を図るための事業資金

貸付額 50万円から1,000万円（併せ貸しは2,000万円まで）

※掛金の範囲内（掛金納付月数により、掛金の7～9割となります）

利率 0.9%

担保・保証人 不要

貸付期間・貸付額 500万円以下は3年

505万円以上は5年

返済方法 6か月毎の元金均等払い

適用要件：災害による影響を受けて、1か月間の売上高が前年同期に比して急激に減少することが見込まれることについて、商工会等が証明する「要件確認書」を受けていること。

借入窓口：商工組合中央金庫（申込みは中小機構）

4. 既に共済契約者貸付けをご利用の方の延滞利子の免除

対 象：災害救助法適用地域にお住まいまたは事業者がある共済契約者の方

内 容：平成30年7月17日時点で契約者貸付け（一般貸付け及び傷病災害時貸付け等）の残高がある方のうち、約定償還期日が平成30年6月1日以降の方については、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。

なお、償還期日後1年以内に返済または借換えの手続きをしていただくこととなります。

II. 手続・書類運用の弾力化について

1. 共済金等の請求関係書類の省略

「印鑑登録証明書の提出」又は「実印の押印」ができない場合

対 象：災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所がある共済契約者の方

内 容：委託機関*において、運転免許証、健康保険証等により本人確認を行い、『本人証明願』（平成30年7月豪雨に係わる適用様式 様式 小 669-3・同封）を提出していただくことにより、認印または拇印での対応を図ってください。

*商工会、商工会議所、青色申告会及び協同組合等の長 並びに金融機関の営業店の長又は振込口座を有する金融機関の営業店の長

2. 個人事業の廃止で官公署等の証明の写しを提出できない場合

対 象：災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所がある共済契約者の方

内 容：委託機関*の証明による『個人事業の廃止証明願』（平成30年7月豪雨に係わる適用様式 小 660-5・同封）または市町村の証明による『被災証明書』を提出いただくことで代用を図ってください。

*商工会、商工会議所、青色申告会及び協同組合等の長 並びに金融機関の営業店の長

○小規模企業共済に関する相談窓口（共済相談室）は以下のとおり開設しております。

050-5541-7171（平日9時～18時）

○中小機構 ホームページURL

「平成30年7月豪雨にかかる小規模企業共済制度の特例措置について」

http://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_201807gou_s.html